

革新的事業活動評価委員会
委員長 安念 潤司 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年2月14日付でFrich株式会社から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者

Frich 株式会社 代表取締役 富永 源太郎

2. 当該実証計画が提出された日

令和 2 年 2 月 14 日

3. 認定の有無に関する見解

当該実証計画については、

- ① 少額短期保険業者が引き受ける保険が、保険業法第2条第17項、保険業法施行令第1条の7第4号で引き受けることを禁止されている再保険に該当すること、
 - ② 当該実証計画の顧客に対して十分な情報の提供が行われない場合は、保険業法上の保険募集規制の趣旨を潜脱しかねないこと、
- から、これらへの対応が必要となる。

まず、①については、新たな規制の特例措置が講じられる見込みであり、当該実証計画において少額短期保険業者が引き受ける保険が、保険業法施行令第1条の7第4号に掲げる再保険に該当しないものとみなすこととされている。また、②については、当該実証計画において、「ページ上でわかりやすく表記され、適時に十分な情報提供が行える仕組み」となる旨記載されており、保険業法上の保険募集規制の趣旨を潜脱しない仕組みの構築が予定されている。

以上のとおり対応が予定されていることから、当該実証計画は、法第11条第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。

4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし

以 上